

公 示

分任契約担当官
自衛隊福岡病院
会計課長 田中 英夫

顕微鏡, 3眼, 位相差式, 機能拡充整備に係る契約希望募集要領

顕微鏡, 3眼, 位相差式, 機能拡充整備に係る契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

1 件 名

顕微鏡, 3眼, 位相差式, 機能拡充整備

2 参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人、又は、被補佐助入であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一規格）「役務の提供等」のA、B、C及びD級の資格を有する者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請けについては認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 第5号における「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施工規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下と同じと子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社更生法第67第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 自衛隊福岡病院が定める「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を承諾の上、契約を締結することが可能な者であること。

(9) 本業務を効率かつ効果的に実施できる経験及び技術を有していること。

(10) 業務の遂行に必要な次の要件に合致する技術者を所有数従事させる体制を有すること。

ア 一般管理費 安全、工程管理、品質保証、保全に関する能力

イ データ管理 各種点検記録簿等の記録（各種データ収集、記録及び管理、各種報告書作成）、官が要求する各種報告書作成に関する能力

ウ 官に対する技術支援の能力

(11) 都道府県警察から排除要請を受けた暴力団関係業者でないこと。

3 公募参加申込みに関する手続き等

(1) 申込み先及び参加表明書提出先

〒816-0826 福岡県春日市小倉東1-61 自衛隊福岡病院 契約班

電話 092-581-0431（内線317） 担当：西口

(2) 申込受付期間

令和6年2月15日（木）～令和6年2月27日（火）17時00分まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 提出書類

ア 2（3）の通知書

イ 参加表明書 1部

ウ 公募しようとする器材の保守整備について十分な知識、経験及び技術を有する者であることを証明する書類

エ 医療機器修理業許可証

オ 業務案内書

カ 業務手順書

キ 法的資格保有者名簿

4 提出資料の審査

(1) 提出資料の提出者は、担当者から提出書類について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

- (2) 提出資料の提出者は、担当者から調査のための協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め業態調査に協力しなければならない。

5 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

6 審義申立

- (1) 審査結果に疑義のある者、当該疑義の内容について契約担当官に審査不合格の通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口 自衛隊福岡病院契約班

イ 時間 直接持参する場合は土曜、休日、祝日を除く毎日、8時15分から17時00分まで。

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理してから3日（休日等を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日等を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり次の（1）から（8）について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- (4) 資料等の作成は、提出並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
- (7) 暴力団関係業者と判明した場合、公募又は入札等を停止することができる。
- (8) 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

役務品目

番号	品名	型式	メーカー
1	顕微鏡, 3眼, 位相差式, 機能拡充整備	仕様書のとおり	エビデント製

参 加 表 明 書

令和6年 月 日

分任契約担当官
自衛隊福岡病院
会計課長 田中 英夫 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
電 話 番 号

当社は、公示第3号（令和6年2月15日）の下記の番号の品名に関し、関係資料を添えて、応募します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約します。

番 号	品 名

添付資料

- 1 令和4・5・6年度競争参加資格審査結果通知書
 - 2 医療機器修理業許可証
 - 3 業務案内書
 - 4 業務手順書
 - 5 法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む）
 - 6 代理店が参加申込をする場合は、正規の代理店であることの証明書類
- * 添付する書類のみ記述する（ただし、本用紙をそのまま使用する場合には、添付しない書類については線で取消線を「引くものとする。」